

本 StorFirst エンドユーザーライセンス契約（以下「本契約」）は、StorFirst Enterprise Archival Storage ソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」）および関連する操作ガイド（以下「ドキュメント」）の使用条件を定めるものです。

1. ライセンス。

ソフトウェアをダウンロードした時点で、Park Place Technologies, LLC およびその関連会社（以下「Park Place」）は、以下の条件に基づき、非独占的かつ譲渡不能なライセンスをお客様に付与します。(i) 任意の 1 台のコンピューター上でソフトウェアを使用すること、および(ii) ソフトウェアのバックアップアーカイブ用コピーを作成すること。ただし、すべてのコピーには元のソフトウェアに含まれるすべての所有権通知が含まれる必要があります。

ソフトウェアには、特定のプラグインコンポーネント（以下「プラグイン」）が含まれる場合があります。これらのプラグインは、ソフトウェアを介してのみ呼び出したり使用したりすることができます。プラグインを直接使用すること（カスタムまたはユーザーが作成したアプリケーションを含む）は禁止されています。

2. 制限事項

お客様は以下を行うことはできません。(i) 上記の条件に基づかない限り、他の個人にソフトウェアを使用させること；(ii) ソフトウェアまたはドキュメントを改変、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること（ただし、この制限が法律によって明示的に禁止されている場合を除く）、または派生作品を作成すること；(iii) ソフトウェアまたはドキュメントをコピーすること（バックアップまたはアーカイブ目的を除く）；(iv) ソフトウェアまたはドキュメントの権利を貸与、リース、譲渡、または他の方法で移転すること；(v) ソフトウェアまたはドキュメント上の所有権通知やラベルを削除すること。

お客様は、ソフトウェアまたはドキュメントを使用する際、適用法令、特に著作権およびその他の知的財産権に関する制限を含むがこれに限定されない、利用する地域のすべての法律を遵守する方法で使用することに同意するものとします。

3. ソフトウェアおよびドキュメントのコピー

最初のソフトウェアコピーを電子的に受け取り、2番目のコピーを物理媒体（例: CD、フロッピーディスク等）で受け取った場合、2番目のコピーはアーカイブ目的にのみ使用でき、他のいかなる人にも転送または使用させることはできません。本ライセンスは、あらゆる強化または更新に関する権利を付与するものではありません。

4. 権利

ソフトウェアおよびドキュメントに関する権利、所有権、知的財産権は、Park Place に帰属します。ソフトウェアは、アメリカ合衆国の著作権法および国際的な著作権条約によって保護されています。ソフトウェアを通じてアクセスされるコンテンツ、特にソフトウェアメディアのデモフィールドに含まれるコンテンツに関する権利、所有権、知的財産権は、該当するコンテンツ所有者に帰属し、該当する著作権法またはその他の法律によって保護されている場合があります。本ライセンスは、これらのコンテンツに対する権利をお客様に付与するものではありません。

5. 保証と責任

限定保証: Park Place は、お客様がソフトウェアを購入またはサブスクリプション契約を結んだ日から90日間、指示に従って運用された場合、ソフトウェアがドキュメントに記載された機能をほぼ達成することを保証します。ただし、Park Place は、お客様のソフトウェア使用が中断されないこと、またはソフトウェアの動作が完全にエラーがないことを保証するものではありません。

免責事項: 適用法で認められる最大限の範囲内において、PARK PLACE は、ソフトウェア、ドキュメント、その他の付随資料、ならびに付随するハードウェアに関して、商品性および特定の目的への適合性に関する黙示的保証を含むがこれに限定されない、その他の明示的または黙示的なすべての保証を否認します。保証期間中にお客様がソフトウェアを改変した場合、メディアが事故や乱用、または不適切な使用を受けた場合、またはお客様が本契約の条件に違反した場合、本保証は直ちに終了します。本保証は、ソフトウェアがドキュメントに記載された設計目的のために使用される未改変のソフトウェアおよびハードウェア以外で使用された場合には適用されません。

6. 顧客の救済措置

本保証の違反に対するお客様の唯一の救済措置は、Park Place の単独裁量で以下のいずれかとなります。(i) 欠陥のあるメディアを交換する; (ii) ドキュメントに記載されている手順とは異なる手順を通じて、ソフトウェアを使用してドキュメントに記載された機能をほぼ達成する方法をお客様にアドバイスする; または(iii) 上記の救済措置が現実的でない場合、ソフトウェアのために支払われたライセンス料金を返金すること。修理済み、修正済み、または交換されたソフトウェアおよびドキュメントは、元のソフトウェアを対象とした保証期間の残りの期間、またはそれより長い

場合は、Park Place が修理済みまたは交換されたソフトウェアをお客様に発送した日、またはソフトウェアを運用してドキュメントに記載された機能を達成する方法をお客様にアドバイスした日のいずれか適用可能な日にちから 30 日間をカバーします。Park Place が、この保証期間中にソフトウェアの問題についてお客様から通知を受け、ソフトウェアの購入またはサブスクリプション契約をした日付の証拠を提供された場合にのみ、この保証を尊重する義務を負います。

7. 責任の制限

いかなる状況においても、また不法行為、契約その他いかなる法理論に基づく場合であっても、Park Place はお客様または他のいかなる者に対しても、間接的、特別、偶発的、または結果的損害（善意の損失、作業中断、コンピュータの故障または誤動作、およびその他の商業的損害または損失を含みますが、それに限定されません）について責任を負わないものとし、Park Place がそのような損害の可能性を知らされていた場合でも同様とします。また、いかなる場合でも、本契約のいかなる条項に基づく Park Place の責任は、ソフトウェアおよびドキュメントに対してお客様が Park Place に支払ったライセンス料金を超えないものとしします。

8. 契約の終了

本契約は、お客様が本契約のいずれかの条項を遵守しなかった場合、自動的に終了します。その終了を有効にするための通知は Park Place から必要ありません。本契約が終了した場合、お客様は直ちにソフトウェアの使用を中止し、3 営業日以内にソフトウェア、ドキュメント、および Park Place から提供された関連資料の完全または部分的なコピーを返却するか、その破棄を証明しなければなりません。累積した料金および手数料を支払うお客様の義務は、本契約の終了後も存続します。

9. 譲渡禁止

本契約はお客様個人に適用され、Park Place の明示的な書面による同意がない限り譲渡することはできません。お客様がソフトウェアのサブスクリプション期間中に他の法人と合併するか、他の法人に買収される場合には、公開発表の日付よりも遅くない時点で、その合併または買収について書面による通知を提供しなければなりません。

10. 技術サポート

Park Place が提供するソフトウェアの技術サポートは、ドキュメントに記載されています。

11. 米国政府の制限付き権利および輸出規制

本ソフトウェアおよびドキュメントは、制限付き権利とともに提供されます。政府による使用、複製、または開示は、該当する場合には FAR 52.227-19 の商業用コンピュータソフトウェアの制

限付き権利の(a)から(d)の小項目、または DFARS 252.227-7013 の技術データおよびコンピュータソフトウェア条項の(c)(1)(ii)小項目、および適用される場合には NASA FAR 補足の類似条項に規定された制限に従います。お客様は、国内および外国のすべての貿易規制および法律を遵守する責任を負います。また、お客様は、いかなるソフトウェアまたは基礎となる情報や技術も、(i) キューバ、イラク、リビア、スーダン、北朝鮮、イラン、シリア、その他米国の禁輸措置対象国、またはその国の国民や居住者に対して、または(ii)米国財務省の特定国民リストや米国商務省の拒否者リストまたは団体リストに記載された個人や団体に対してダウンロード、輸出、または再輸出することができないことに同意するものです。ソフトウェアの使用により、お客様は以下のことを表明し、保証しています。(i)米国のいかなる連邦機関もお客様の輸出特権を一時停止、取消、または拒否していないこと、(ii)お客様が上記いずれかの国やリストに記載された国民や居住者、団体の支配下でないこと、(iii)禁止された国、または米国の輸出規制によって指定された禁止対象の個人、団体、またはエンドユーザーにソフトウェアを輸出または再輸出しないこと。

12. 雑則

本契約は、購入注文書その他お客様が提出した書面の文書上の相違にかかわらず、当事者間の完全かつ排他的な契約を構成するものです。Park Place による正式な拒否の有無にかかわらず、購入注文書の受け入れは、お客様が本契約に記載された条件に同意することを明示的な条件としています。本契約の条件および条項は、お客様および Park Place の認可された代表者が正式に署名した書面によらない限り、変更することはできません。本ライセンス契約のいかなる条項も、何らかの理由で執行不可能とされた場合、その条項は執行可能にするために必要な範囲でのみ修正され、その決定は他の状況下でのその条項の執行可能性、または本契約の残りの条項のすべての状況下での執行可能性に影響を与えることはありません。本契約は、法的対立の規定に関係なく、オハイオ州の法律によって規律され、お客様はオハイオ州内に所在する州および連邦裁判所の専属裁判管轄権に同意するものとします。本契約、ソフトウェアの使用、または本契約に関連するすべての未解決の紛争は、オハイオ州で仲裁に付託されるものとします。ただし、お客様が本契約を違反し、または Park Place の知的財産権を侵害する可能性のある方法で違反する意図を示した場合（Park Place の知的財産権に影響を及ぼす可能性のある違反やリバースエンジニアリングによる違反を含むがこれに限定されない）、Park Place は、差止命令やその他の適切な救済を、管轄権を有する裁判所に求めることができます。本契約に基づく紛争の仲裁は、当時のアメリカ仲裁協会の規則に基づいて行われます。仲裁人の裁定は拘束力を持ち、管轄権を有するいかなる裁判所においても判決として登録することができます。本契約は、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を受けず、その適用は明示的に排除されます。